11　受講における留意事項

１　欠席・遅刻・早退の手続き

・やむを得ず欠席・遅刻・早退する場合は、管理職から講座担当課に電話連絡並びに欠席届等をFAX送信してください。併せて、欠席届（様式６）、遅刻・早退届（様式７）を県立教育研修所あて送付してください。

・欠席、遅刻、早退等の手続において、**急な変更により食事等の変更の対応ができない場合については、食費等、当初の予定どおりの負担をお願いすることになります**ので、ご了承願います。

２　年次研修・担当者研修として選択研修を受講する場合の手続き

・４～33ページに掲載された講座のいくつかは、年次研修・担当者研修として受講できます。それぞれの講座の備考欄で確認し、申込時に年次研修等の位置づけを選んでください。

３　私用自動車の利用

・受講に際し、私用自動車を利用する場合は、交通法規を遵守し安全運転を心がけてください。

・県立教育研修所周辺は児童生徒の通学路となっています。入所時、退所時は特に注意して運転してください。

・会場が県立教育研修所以外の場合は、私用自動車の駐車が困難な場合があります。実施要項等の注意をよく読み、支障がないように受講してください。

４　その他

（1）携行品

・印鑑

・研修に必要な資料等

※県立教育研修所では省資源、省エネルギーを推進しています。季節や体調に合わせて調整ができる服装で参加してください。

（2）食事

・昼食は必ず所内の食堂を利用してください。食事代金650円を受付時に徴収します。

・特別な事情（食餌療法等）で食事に配慮が必要な場合は、前々日までに講座担当課まで申し出てください。前日及び研修当日の変更には対応できませんのでご了承願います。

・会場が県立教育研修所以外の場合は、各自で用意してください。

12　特別警報発表等非常時の対応について

○研修実施日の午前６時に、特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪等）や特別警報に位置づけられる大津波警報等が、兵庫県内に発表されている場合は研修を中止します。

※特別警報および特別警報に位置づける警報等については、気象庁の特別警報に関するWebページをご覧ください。

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/

○研修実施日の午前６時に、警報（大雨、洪水、暴風、津波、大雪等）が研修会場所在地又は在勤地に発表されている場合の受講については、所属長の指示に従ってください。

○その他、インフルエンザの流行や自然災害等、非常事態が発生したときも、所属長の指示に従ってください。

○所属長の指示により、受講を取り止めることとなった場合、講座担当課に連絡するとともに欠席等の手続きをしてください。

13　自由研修

1　自由研修とは

（1）教職員、社会教育関係機関の職員等は、教育課題を解決するために、選択研修等を受講できます。

（2）研修・研究を行う会場として県立教育研修所を利用することができ、あわせて指導主事から指導助言を受けることができます。

2　申込について

（1）対象者

教職員、社会教育関係機関の職員等

（2）申込手続

・希望される方は、研修内容や日程等を事前に電話等で企画調査課（TEL 0795-42-3101）まで問い合わせください。
・選択研修の受講を希望される場合は、選択研修実施日の10日前までに自由研修依頼書（様式５）を、県立教育研修所長あて提出してください。

（3）運　営

・県立教育研修所指導主事等が指導及び助言を行います。
・研修を承認された方は、研修の運営等について講座担当課と打合せを行ってください。
・詳細については、県立教育研修所の指示に従ってください。
・日程や施設等の条件により、希望に添えないこともあります。

（4）欠席等の手続

欠席又は日時を変更する場合、代表者は講座担当課に連絡してください。

3　自由研修の経費

・**研修にかかる旅費等は、県立教育研修所では負担しません。**